

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年2月14日（月） 午後2時00分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

職務代理者	松 井 健 一
-------	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後2時00分 着 席

（令和4年2月14日（月）午後2時00分から午後3時02分）

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会1月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案6件、協議・報告1件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第7号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

### 議第7号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長 議第7号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。本日は、10件の申請でございます。N○1の方は、今年度当初から、変更後の小学校区へ新築の家を建てる予定であることから、指定学校変更制度を利用して変更後の小学校へ通学しておりますが、現時点において、家がまだ完成していないため、引き続き変更後の小学校への通学を希望されています。N○2の方は、両親共働きであり、下校時には家に誰もいないため、下校後は別の小学校区にある祖父の家へ帰らせるため、変更後の小学校への入学を希望されています。N○3の方は、別の小学校区へ新築の家を建てる予定があるため、変更後の小学校への通学を希望されています。N○4の方は、両親共働きであり、下校時には家に誰もいないので、下校後は別の小学校区にある祖父母の家へ帰らせるため、変更後の小学校への通学を希望されています。N○5の方は、両親共働きであり、下校時には家に誰もいないので、下校後は別の小学校区の放課後児童クラブに預けるため、変更後の小学校への入学を希望されています。N○6の方は、保護者の方が住民登録地とは別に、別の小学校校区で店舗を営んでいるため、下校後は店舗に帰らせ、子どもの面倒を

見るなど、子どもの生活圏となっているため、変更後の小学校への入学を希望されています。N o 7の方は、現在、指定学校変更制度を利用して現小学校へ通学されています。現小学校で築き上げた友人関係を壊したくなく、友人たちと一緒に中学校へ入学したいため、卒業後は変更後の中学校への入学を希望されています。N o 8の方は、昨年、現小学校区から別の小学校区へ転居されましたが、指定学校変更制度を利用して現小学校へ通学されています。現小学校で築き上げた友人関係を壊したくなく、友人たちと一緒に中学校へ入学したいため、卒業後は変更後の中学校への入学を希望されています。N o 9の方は、現在、指定学校変更制度を利用して現小学校へ通学されています。現小学校で築き上げた友人関係を壊したくなく、友人たちと一緒に中学校へ入学したいこと、また、小さい頃から水泳をするために週5日、げんき広場に通い、実績をあげており、中学入学後も継続してげんき広場に通いたいため、げんき広場まで自転車で通える変更後の中学校への入学を希望されています。N o 10の方は、音楽が好きで吹奏楽に興味があるが、指定学校には吹奏楽部がないため、吹奏楽部がある変更後の中学校への入学を希望されています。以上、10件の申請について、ご審議をお願いいたします。

正村教育長

今年は部活で変わりたいというのは少ないですか。

黒川課長

今2件で、例年も2、3件です。

正村教育長

部活が減ってきているところはありますか。

黒川課長

新見南中学校が、生徒数の減少により、サッカー部が、今いるメンバーが卒業するタイミングで廃部ということを知っています。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

長谷川委員

N o 1とN o 3の方は、新築が変更後の小学校区になるため、家ができるまで通うけれど、とりあえず変更期間は1年間ということですか。

黒川課長

転居による場合という基準区分につきましては、許可の期間が1年以内という決まりがあります。

正村教育長

新築して住所を異動したら終わりです。

長谷川委員

わかりました。

小林部長	N o 4 の指定校は、期間が令和 1 0 年で良いですか。
黒川課長	統合がありますので、令和 5 年 3 月 3 1 日です。
三上委員	N o 6 の方もでしょうか。
正村教育長	N o 6 の方については、指定校が統合予定の小学校なので 1 年で切 って、今度は、統合後の小学校から申請してもらうこととなります。 外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、先ほど言いました訂正部分については、訂正を して、議第 7 号は承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	それでは、議第 7 号は承認とします。 次に「議第 8 号」の説明をお願いします。

議第 8 号 令和 3 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

黒川課長	議第 8 号 令和 3 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認に ついて説明させていただきますので、資料をご覧ください。1 1 月 1 6 日の定例教育委員会以降、2 世帯 2 名の追加申請がございました。 内訳につきましては、2 ページをご覧ください。世帯番号 1 7 0 の方 は、生活困窮を理由に就学援助を申請されていますが、世帯の前年の 所得額が、生活保護基準額の認定基準倍率の 1. 5 倍以上ありますの で、認定が不適當と思われる。世帯番号 1 7 1 の方は、児童扶養手 当を受給されており、就学援助を必要とされる方であり。保護者 である母親が求職中につき収入がなく、生活保護基準額の認定基準倍 率の 1. 5 倍以下で、認定基準倍率を満たしておりますので、認定が 適當と思われる。ご審議をお願いします。
------	---

正村教育長	委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。
-------	-------------------------

各委員	(無しの声)
-----	--------

正村教育長	無いようですので、議第 8 号は承認とします。 次に「議第 9 号」の説明をお願いします。
-------	--

議第 9 号 令和 3 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について

黒川課長

議第 9 号 令和 3 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。12月15日の定例教育委員会以降、1世帯2名の追加申請がございました。内訳につきましては、2ページをご覧ください。世帯番号52の方は、世帯の前年の所得額が、生活保護基準額の認定基準倍率の1.5倍以下で、認定基準倍率を満たしておりますので、認定が適当と思われます。ご審議をお願いします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第9号は承認とします。  
次に「議第10号」の説明をお願いします。

議第 10 号 新見市かしのき基金条例の一部を改正する条例について

名越課長

議第 10 号 新見市かしのき基金条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。新見市かしのき基金は、市民の文化の振興を図るため創設された基金で、新見市文化交流館及び新見市生涯学習センターにおいて、市が主催する事業や、これらの施設の整備運営に充当されるものであります。今回の改正は、9月議会において、新見市新見文化交流館条例及び新見市生涯学習センター条例が制定されたことに伴い、関連条文中の施設名称を変更するものです。なお、本条例は、新見市新見文化交流館条例及び新見市生涯学習センター条例が公布された9月29日から適用することとなります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第10号は承認とします。  
次に「議第11号」の説明をお願いします。

議第 11 号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について

名越課長

議第 11 号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について説

明させていただきます。来年度、熊谷公民館に熊谷地域づくりセンターが併設されることに伴い、新たに新見市地域福祉センター条例が制定される予定となっております。これに伴いまして、公民館を地域運営組織の活動拠点として利用する場合、公民館活動以外の利用も可能とするため、公民館条例の一部を改正するものです。地域づくりセンターでは、地域運営組織の常設の事務所、サロン、子どもの居場所、地域で採れました野菜や加工品の製造販売をおこなうコミュニティビジネスとして利用することなどが予定されております。今回の改正により、公民館条例の範囲を超える地域運営組織の多様な活動ができるようになります。改正の内容につきましては、第5条の使用の制限について、「新見市地域づくりセンター併設の公民館を除く」を、第6条の使用料について、「前条の許可を受けた者は」をそれぞれ追加し、地域運営組織の活動に対応するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

公民館はわかりませんが、その後の地域づくりセンターというものは何かということ、もう少しわかりやすく説明をお願いします。

名越課長

地域づくりセンターについて、まずご説明をさせていただきます。今、市内の各地域で、地域運営組織が設立をされております。地域づくりセンターにつきましては、その活動拠点として、次年度、熊谷市民センターの施設を活用して、そこで地域運営組織の活動拠点を置くということを予定している状況であります。先ほど申し上げましたが、地域運営組織の活動の中には、公民館活動以外のもの、営利を目的としたような活動もおこなうこととなっております。公民館は営利を目的とする活動はできませんので、公民館活動の範囲外のものができるように、今回、条例の一部を改正するものであります。

小林部長

熊谷公民館は、今まで公民館だったんですけども、今度、新たな条例で、地域づくりセンターという枠組みの建物になります。ですから、公民館はそこに間借りをするようになります。前は公民館が、機能も施設も持っていました。ところが、今度は施設の方が地域づくりセンターになってしまうので、公民館は機能としてその中へ入ります。地域づくりセンターの方が家主、公民館の方が借主みたいなイメージです。公民館はその中で、地域づくりセンターから施設をお借りして使っていくという流れになるんですが、この公民館条例は純粋に公民館だけの施設、まだまだ大半がそうですが、それを使っていく上で、熊谷だけを除かなければ、同じ条例で管理ができないので、この条例の改正は熊谷公民館を除くという意味の条例改正です。公民館条例の中で、施設は地域づくりセンターへ任せてしまいますので、使用料を徴収するというところもありませんし、使用の許可も地域づくりセンター

がおこなうということです。

正村教育長

つまり家主であった公民館が、今度は借りなければならないということですね。これを適用するのは、今のところ熊谷だけですか。

小林部長

該当するのは、熊谷だけです。

正村教育長

小規模多機能の関係で、そういうものが少しずつ増えてくるかと思えます。とりあえず、熊谷がそのようになったので、条例を変えなければならなくなったということです。

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第11号は承認とします。

次に「協第2号」の説明をお願いします。

#### 協第2号 学校林のあり方について

田中課長

協第2号 学校林のあり方についてご協議をお願いしたいと思えます。資料2ページをご覧ください。学校林の一覧表です。全部の学校で学校林が設置されている訳ではないんですけれども、学校林のあり方、方向性について、ご協議をいただきたいと考えております。事務局の考え方から申しますと、学校林としての目的、活用ということがなかなかできておりません。ですから、学校林を廃止する方向でというふうに考えております。学校林を廃止し、市有林に編入をしまして、森林の育成に努めて参りたいということが、核となる部分です。1ページに戻っていただきたいと思えます。学校林の設置の目的と状況については、①②③となります。昭和20年から30年ぐらいに、木造校舎を建て替えるための材料ということで、地域の皆様や保護者が協力して植えて、その後、管理をして育ててきました。なおかつ、子どもたちは、その学校林へ行って林業教育を受けるといった活動がなされていきました。ただ、現在では木材価格が低迷して、なかなか売却益を上げられないという状況でございます。それから、児童生徒が減少して、作業の人夫が減ったり、新たな教育課程が整備されることで、学校林での作業を確保することは、ほぼできない状態です。また、すべての森林においてですが、多くが伐期を向かえているという状況です。森林資源の培養観点からも、適切な時期に伐採して、環境を更新して参りたいと考えております。全体的には、社会情勢が変化しまして、学校林の意義が感じられない状態です。学校、地域の同意を得られるところから学校林を廃止したいと考えております。財産管理に

つきましては、総務課管財係がおこなっております。2ページに戻りますが、今後の方針について、廃止もしくは継続という調査の回答の中で、千屋小学校については、継続の意向があります。そして、その外は廃止もしくは無回答ということがありますので、学校サイドとしても廃止が適当なんだろうという考え方です。そういった方向性についてご意見をいただきたいということで、ここに協議として挙げさせていただいております。なお、学校林の伐採や手入れは、ここ10年来は何も進んでいないと伺っております。総面積は、64.521ヘクタールです。これは、市と契約を結んで、契約書が存在するものについて、ここに書き上げている状況です。ご協議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長 方向性を出したいということで説明があったんですが、横棒が入っているところが無回答ですか。

田中課長 そうです。

正村教育長 無回答というのは、どちらになってもいいということでしょうか。

田中課長 学校だけでは判断できないというような意向があるのではないかと考えております。特に旧菅生小中、今は塩城小学校ですが、統合前の出来事なので、現在の学校では何とも言い難いという考えであろうと思います。そのあたりを紐解きながら、地元と協議をして、また、学校も含めてどういう意向かということを確認しながら進めていきたいと考えております。

正村教育長 いついつまでにやり上げてしまうということではなくて、できることから、市有林ということにさせてもらっていいだろうかという方向づけですか。

田中課長 先ほども申し上げましたが、当時は木造校舎、建て替える時に材料が必要だったり、それを売ってお金にしていた現状がありましたが、今は非木造校舎ですので、なおかつ、木材は売ってもなかなかお金になっていないという状況です。今、学校の改築をしても全部市のお金を使っており、学校林に頼っていないという状況です。

正村教育長 最近では学校林のことを知らない人が多いので、学校関係者の方でも校長は知っているでしょうけれど、職員も知らないと思います。今言ったように、管理もなかなかできない、それからお金にして何かに使おうというのもなかなかできにくいということです。千屋と菅生は昔から管理をよくしていて、その木を売って、体育館や校舎の足りない



部分の設備をしたり、いろいろしていたようです。菅生は、大規模に管理をされていて、P T Aや地域の方が本当に綺麗にされていたというのは聞いてます。今はそういう話も聞こえてこなくなったので、なかなか維持管理ができなくなってきたと思います。このままほっといては意味が無いので、また、山を管理することですから、自然災害のこともありますでしょうし、総合的にも市で管理した方が良いのではないかということで、できるところから学校林を市有林にしていきたいという話です。

小林部長

ほとんど市の土地ですが、市が土地を出し、植林、間伐、枝打ちなどこういう作業を学校がやってくれます。そうすると、売れたときの収益を6対4で分けて、6割は市へ入れます。4割を学校へ入れるという制度です。その4割で、例えば備品を買ったり、場合によっては、校舎の建て替えとか、そういったものの費用に充てるという昔ながらの考え方でやってきたんですが、今ではもう売っても、とんとんにならない状況です。先ほど伐期と言いましたが、40年ぐらい経つと、木が大きくなりすぎますので、二酸化炭素の吸収量がぐっと落ちます。ですから、いったん切って、若い木を植えてやらないと、環境的にも二酸化炭素の吸収ができないということで、切るためには、学校林ということではなくても、管理を移して、市の山として全体的な計画の中で切っていきたいという考え方です。一方で、子どもたちが山に入って、いろいろな山林学習などを行っているんですが、それは別に学校林でなくても、市有林に入っただけで良いので、学習の面では対応できるだろうという判断をしております。具体的には、個人のしいたけ栽培の農家さんのところへ行って、作業を一緒にしたいといったような状況も見られるので、それは対応できるだろうと考えています。

正村教育長

かつては学校林でいろいろなことができたんですが、今はもうできにくい社会情勢というか経済情勢になってきたので、部長が申しあげたとおり、市で総合的に活用を考えた方が良いんじゃないだろうかということなんですが、委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、協第2号は承認とします。  
以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長

2月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後3時02分)